

4-16

在宅で訪問看護を受けるとき

(1) 訪問看護療養費・家族訪問看護療養費

○難病患者や末期がん患者のように、居宅において継続して療養を受ける状態にある人が、その人の居宅において、指定訪問看護事業者の訪問看護を行う事業所（「訪問看護ステーション」という）から看護師等が行う訪問看護を受けたときは、訪問看護療養費が支給されます。

(2) 受けられる基準

○在宅で寝たきり等の状態にある難病患者や、重度の障害者の人、脳卒中で寝たきり状態となった人、末期がんの患者等の人が対象となります。

○訪問看護療養費は、在宅療養者の主治の医師が、看護師等による療養上の世話および診療の補助を要する基準に適合していると認めた場合に支給されます。

※訪問看護療養費は、保険者が必要であると認めた場合に支給されますが、医療機関、特定承認医療機関、または老人保健施設等によって行われる療養上の世話、必要な診療上の補助又は施設療養は、訪問看護療養費の支給対象にならないことに注意を要します。

(3) 訪問看護を受けるには

○訪問看護を受けるには、まず患者（被保険者・被扶養者）がかかりつけの医師に申込み、医師が訪問看護ステーションに指示を行います。指示を受けた訪問看護ステーションでは看護師、保健師、作業療法士、理学療法士を家庭に訪問させ、介護に重点を置いた病状観察、リハビリテーション、相談や指導、入浴や食事の介助等を提供します。ただし、訪問介護を受ける都度、被保険者・被扶養者は看護費用の3割、乳幼児（義務教育就学前）は2割の自己負担額を、訪問看護ステーションに支払います。